

裁判員等経験者の意見交換会議事録

1 開催日時等

☐ 日 時 平成27年3月2日（月）午後2時から午後4時30分まで

☐ 場 所 那覇地方裁判所大会議室

2 出席者

裁判員等経験者 9名

那覇地方裁判所裁判官 鈴 嶋 晋 一

那覇地方検察庁検察官 秋 葉 肇

沖縄県弁護士会所属弁護士 尾 辻 克 敏

那覇地方裁判所長（司会者） 鶴 岡 稔 彦

3 意見交換の内容

別紙のとおり

※ 経験者：裁判員経験者（1～4，6～10番，5番は欠番）

(別紙)

意見交換の内容

第 1 意見交換会

司会：本日は皆様，お忙しい中，御出席いただきましてどうもありがとうございます。本日の意見交換会の目的は裁判員裁判に実際に参加された裁判員経験者，補充裁判員の経験者の方々，本日は裁判員経験者の方ということになりますけれども，この方々に率直な感想や御意見を語っていただき，その声を国民の皆様にお伝えいただくと，広く国民の皆様が安心して裁判員裁判に参加できるようになればと，また今後の裁判員裁判を運営していく上で，経験者の皆様の御意見等を参考にさせていただければと，そういった趣旨で企画されたものでございます。裁判員裁判がスタートいたしまして，昨年で5年目も迎えるということになりました。5年という節目の年を迎えた裁判員裁判をますます充実したものとしていくためにも経験者の皆様の御意見や御感想というものが非常に重要だと思っております。どうぞ，是非，活発な御発言を頂ければと思いますので，よろしく願いいたします。それではさっそく意見交換会に入りたいと思いますけれども，まずは全般的な感想や印象をお伺いできればと思います。

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想

司会：本日参加された方々は，去年の3月以降に行われた裁判員裁判の裁判員として御参加をいただきました。その節は本当にお疲れ様でした。先ずはその御経験を踏まえて裁判員として裁判員裁判に参加された全般的な感想ですとか，印象ですとかそういったものをお聞かせいただければと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

経験者 2 番：私も昨年3月に皆さん同様，裁判員裁判に参加しました。当初，いきなり文書が裁判所から上がって来たときに「何よこれ」との思いで文書を受け

取った印象があります。実際、文書・資料などを拝読しておりましたら、気持ちだけでキャンセルするわけにはいかないなという印象が強く残っています。そして、いよいよ裁判所まで足を運ぶ立場になりまして、選任手続の段階で、もし裁判員に選任されるチャンスがあるならば、私は70歳を過ぎておりますので、お断りする事も可能であるという案内がありましたが、それを乗り越えて、70歳過ぎても是非参加してみたいという強い希望がありました。それで、皆さんと、裁判員の選任手続きに入ってから、裁判員に選任されるまでの過程で、異常に緊張もいたしましたけれど、ここまでくれば、思い切ってこれを体験するのも、自分の人生にとってもまた、私の住んでいる地域社会においても、色々の面で参考になるし、感化することもあるんじゃないかと、このような思いで最後までお仕えしてまいりました。実際、これから具体的に入っていくとは思いますが、全般的な流れとしては、私の気持ちとしては、審理、評議、判決の過程まで本当に一貫して、我が日本の司法の現在のあり方というのを改めて知るところも多々ありました。大きかったです。ですから、この制度が誕生されて、いま5年か6年というお話がございましたけれども、ますます我々の住んでいる社会においてはこの制度が大きく人々の司法に対する、いわゆる視点・感覚というあり方、ましてや健全な社会常識・規範といいましょうか、そういうことが人々に育っていく事に繋がるのではないかと、同時に、また、裁判所へのますますの国民の理解と関心が深まっていくんじゃないかと、こう思うわけであります。ですから、私はこの裁判員裁判に参加して大変良かったと、自分の人生に良かったなという思いでございます。

司会：最高裁のアンケートの集約結果によりますと、やりたくなかったという方を含めて、よい経験だったという方が大半です。裁判員を務める前と務めた後とで、御自身の考え方や社会とのかかわり、事件報道や裁判に関する報道の見方など、何でも結構ですので、裁判員を経験されて、変わったことが何かありますか。

経験者 4 番：裁判員制度について、自宅に封筒が届いた時に主人が興味を示していて、自分に来たと思っていたみたいなのですが、実は私に来ていまして、少し私の方が不安を抱えていて、ビデオを見た時に気持ちが重たいかなと思ったんですけど、実際に裁判員制度を終えて今思うことは、自分人生の中において、司法の方は私からすると、高い所にあるので、関係ないといえば関係ない、近寄りがたいものが自分の中にあったんですけど、審理とか評議とかやっていく中で、裁判官達が、より丁寧にやさしくサポートしていただいたおかげで、不安になっていたところも取り除かれて、最後に判決を言い渡すときには、罪は罪、罪を償ってから社会にしっかりと復帰していただいて、この世の中がもっとよくなるようにという思いがあって、判決の時には迷いませんでしたね。その人の為に、その人が良い社会に戻って復帰してきて自分自身がいい人生になれるようになるためには、この裁判員制度はよかったかなと思います。そしてまた、私自身も自分の生き方を見直すきっかけになったので、とてもよかったかなと思いました。

経験者 3 番：裁判所から通知が来た時に、僕の周りに裁判官、裁判長、関わっている方がほとんどいらないものですから、僕のイメージは大岡越前とかそういうイメージ「控えおろう、控えおろう」のイメージの人たちだろうなという事で、参加した中で、鈴嶋裁判長と一緒にさせていただきまして、こういう人達しかできない仕事なんだなと裁判長、裁判官全てですね。とっても物腰の柔らかい方達で、逆にあって思わされたところが一つ。それから、たまたま、殺人事件だったものですから、その時に僕の中では、やる前から決まっていたんですよ、無期懲役か何とか3つくらいから選ぶと決めていたんですけど、実際は三日間いろいろさせてもらった中で思ったのが、ものすごく法律が怖いというイメージがある中で、人間味のある話の中で、人間性をもってその人の為にという事を考えながら最終的な判決が出ていくんだなと、ものすごく、ああなるほどと、日本は捨てた国じゃないなというのが今回の内容でものすごく経

験させてもらった事です。ですから、今いろんな事件、最近ものすごく騒がれているものもあるんですけど、これだけを見るのではなくて、その時その周りの親、関わった人達、友達関係、交友関係すべてをこの子はここまでどういうふうな形で関わってきて、という見方が、起こした事だけではなくて、親はどういう考え方をしているのかなとかこういうことを見るようになってきたところですね。ですから、周りに対してもそういうふうな形で、何か悪さする子達とかを見る時にもそこではなくて、やった結果とか、それに対しての影響すべてそういうふうな話ができる、まだまだなんですけど、感じられるようになってきたというのが大きな収穫だったと思います。

司会：ありがとうございました。今、御三方から感想という事でお話を伺いましたけれども、他にお話を頂ける方はおりませんか。

経験者 10 番：私は3月に封筒が届きまして、その時は2週間の裁判だったんですね。2週間はとてもそういう事はできない。でも、やっぱり怖かったです。最初はどうしようって。主人に話しました。娘たち、家族みんなに話しました。そしたら、お母さんが決めることだからということで、不安がいっぱいで、その時は仕事関係もあるから断らなければいけないというのがあって、お断りしたんです。けれど、その後にもまたきたもんですから、どうせお断りしても来るのであれば、受けて一度やってみようということで受けました。そしたら、ここに来た時、皆さんたくさんいました。何名も。私だけではなくて2～30名いたような気がしました。その中で、またくじ引いて選ばれるんだったら、くじは当たらないだろうと思って、のんびり構えていたら当たってしまって、「うりひゃー大変」と思って、でももう仕方ないと開き直るしかないと思ってやりました。審理の時、裁判官の方がいて、弁護士の方がいて、説明がわかりやすく、皆さんと話していくうちに、最初は他人の人生に関わっていいのだろうかとかすごく悩みました。とにかくそういう意味ではなかなか溶け込めない部分があったが、二日間の間こうできて、その人の為になるんだったら、こ

の人がちゃんと心改めてしっかり世の中に出て行って、その人の人生がいいように歩んでくれるのであれば、それもまたいいかなと、法律に照らし合わせた、世の中ルールがありますから、それに合わせて生きていける人間になって欲しいなという願いで裁判員ができました。最初は皆さん怖くて拒否します。でもやってみてよかったなあというのと、その後のやっぱり自分に対する反省とか生き方についても、いい意味での人生を生きていこう、他人にもそういうふうになれるような生き方をしていこうというふうになりました。裁判員を経験する前と後とで心の変わり方が自分でも違いがわかります。そういう意味では、裁判員裁判は本当に怖いと思えば怖い。それを経験して、自分が乗り越えればいいと思います。みなさんにお勧めするというのはおかしいが、一度は体験してみてもいいのではないかと考えることができました。

司会：貴重な体験をどうもありがとうございました。

2 審理・証拠について

司会：裁判の審理に立ち会われた感想や御意見があればお答えいただけないでしょうか。いろいろこれもアンケート等を見てもみると、国民の皆さんの中には自分は法律の専門家ではないのに裁判の概要を理解して有罪・無罪をきちんと判断できるのだろうか、あるいは刑の重さをきちんと決めることができるのだろうかという不安をお持ちの方がおられるようです。そこで、実際に裁判員裁判を経験された皆様の御感想を伺いたいのですけれども。実際の裁判の審理に立ち会われて、「だいたい理解できたな」とか、あるいは「こういうところは理解が難しかったな」とか審理を聞いた感想のようなものがあればお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

経験者 2 番：私は法律の専門家ではありません。素人でしたので、実際、法廷でそういう場面にあった時に、法律の専門用語もいっぱい出るだろう、または、事件の姿が本当に見えてくるだろうかと、いろいろ疑問を持ちながら、

法廷に立ったわけであります。実際、審理が始まってまいりますと、先ず検察官から事件の概要から内容まで、細かく説明があった時に、事件の本質が理解できたというのが第一の印象であります。ですから、危惧していた、事件にかかわる専門用語がでなかったこと、ましてや、自分の生活の範囲で事件の問題を捉える事ができたなと感じました。それと、弁護人からの説明も、検察官と弁護人の立場の違い、あり方といひましようか、双方の法廷での発言のあり方を聞いて、事件の姿が自分なりに見えてきたというのが良かったと思います。審理のあり方というのが本当に緊張する場面なんだなというのを思い知りました。

司会：「だいたい理解できた」ということをおっしゃっていただいたかと思うんですけども、法廷でいろいろと聞いているだけで、わかったなという感じだったとお聞きしてよろしいでしょうか。

経験者 2 番：はい

司会：他の皆さんはいかがですか。皆さんだいたい検察官、弁護人それぞれの立証とか、いろいろな説明とかを聞いて解りやすく、理解できたなという印象をお持ちだということになりますかね。

経験者 3 番：法壇の席に座った時の最初の感想が、ここに（裁判官席）座る方達と肩を並べて座るという事自体、禪を締め直していかなければいけないなど、ましてや、ただ抽選で選ばれた一般の僕がですよ。先ず最初の印象がそれでした。審理の時に話をいろいろしている内容があまりにも細かくて重たいものですから、正直言つて帰るときは三日間ずっと頭が痛いんですよ。体は何も疲れていないんです。座っているだけですから、とにかく頭が重かった。これが三日間の感想です。裁判長、裁判官と裁判員が集まってディスカッションするんですが、10の会話の中で裁判長、裁判官は7が聞き役、3が質問した内容の返答役。意見を言わないというのも大事なんだと、裁判官は全て聞き役で裁判員の意見を引き出す手法もあるんだなとものすごく勉強させられました。三日

間の感想としては、法廷での僕の感想は、被告人のお母さんが立った時、大泣きした、あれが今でも夢に出るぐらい忘れられないです。その母親がわざわざ沖縄まで来て、証言席に立たれて、ずっと被告人の幼い頃からの生い立ちの話を赤裸々にするというのが、こんな親不孝はないなというのがその時の感想です。

司会：どうもありがとうございました。今「評議」の関係についても御感想がいただけたのかなというふうに思いました。法廷で行われる審理というのは、先ず最初は検察官、それから弁護人の方がプレゼンテーションをした後で、証拠調べという形でいろんな証拠を出すという形になると思います。その証拠の中にはいわゆる供述証拠といわれるものですか、捜査報告書といわれるものですか書類になっている証拠と、それから、証人などの直接法廷に来てもらって話を聴くという証拠と大きく分けると二種類になります。書面の証拠と、証人などの証拠とで、こちらの証拠は分かり易かったとか、こちらの証拠は分かりにくかったとか、そういった点で何か感想をお持ちの方はおいでになられますか。

経験者 10 番：書類の証拠と本人尋問を聞いての裁判だったんですけど、弁護士や検察官の書類がもれなく、すべてわかるように、目に見えるように書かれていてわかるんですよ。御家族はどうなんだろうと、疑問を持ったときに、本人さんに聴くことができました。ほとんどは書類でわかりました。事件の内容などや、本人の御家族の方の心の動きも見えたような気がしました。事細かく書かれているなど感心しました。そういった点ではわかり易かったと思います。

司会：書面というのは法廷で読み上げたのですか。

経験者 10 番：表のようになっていました。

司会：一覧表のようになっていたのですね。他に発言される方はいらっしゃいますか。

経験者 8 番：法廷に出る前から事件の概要は待機する場所等で聞いていたのですが、

自分の印象で一番残るのは検察官が、事件の概要を説明した時に、被害者と加害者の事件当時の話をセリフを加えて説明したり、その後に、画像をモニターで見て事件の内容を把握することができたのですが、やっぱり先入観で裁判員の制度の中で、こういった画像を見せたことで気分が悪くなったとか、文言が長くて自分が体験した事件が女性を傷つけた内容だったものですから、普段はあまり聞かない卑猥な言葉とか、そういったもので裁判が終わって一日目すぐに自宅に帰って、熱が出てしまったが、翌日の裁判には立ち会いました。ほんともう、先ほども発言されていましたが、体は疲れていないのですが、頭の中にずっとこれがぐるぐる回っていました。一つ質問してもいいですか。

司会：どうぞ続けてください。

経験者 8 番：この長文というか事件の概要を説明するというのは、やはり、事細かにやるというのは、僕らに対して事件の概要を知ってほしいというのがあったのかなと思って。

司会：今おっしゃっている質問は冒頭陳述の関係という事になりますかね。今の質問について、秋葉検事、一言コメントを頂けますか。

検察官：検察官の秋葉です。検察官の冒頭陳述なんですけれども、事細かくといたしますか、冒頭陳述の後に証拠調べがあつて色々、証人が出てきたり、書面の取調べをしたりする中で、いきなりいろんな情報が入ってくるよりも事前にある程度冒頭陳述という形で必要な情報を明らかにした方がわかり易いかなと考えているところであります。ただ他方、裁判員裁判の後の反省会や裁判員の方の御意見などを伺うと、やはり情報量が多いと感じていらっしゃる方が相当数いらっしゃることも、もちろん把握しております。正直そこは、試行錯誤しているところもございます。証拠は出さなければいけないけれど、他方で、あまりに冒頭で色々な情報を出し過ぎると、その後、また同じことを繰り返しているだけではないのかとかですね、それこそ最初、午前中、選任されて、午後いきなり法廷に行つて、まだ落ち着きもしない段階で色々言われると、それ

はそれで、ちょっと辛いものがあると、そういう気持ちとか、感想によく接しますので、今後の課題とさせていただいているところです。

司会：ありがとうございました。弁護人の立場からコメントをお願いします。

弁護士：弁護士の尾辻です。弁護人の立場からは、先ず、検察官から冒頭陳述が行われますから、検察官の冒頭陳述と重複することは避けようと基本的には考えております。秋葉検事からもお話があったとおり、長くなるということがありますので、そこは避けるようにしながら、弁護人として最初に出して把握しておきたい視点を出せるように、証拠等については証拠調べで行われますので、こんな証拠でこんなことが言いたいんですよと前振りとしてわかるように対応させていただいているつもりです。

司会：今の話は冒頭陳述という、最初のプレゼンテーションの部分だったんですけども、証拠の話に、元に戻しますが、例えば被告人本人尋問や証人尋問で直接来てもらって、検察官や弁護人が尋問することを聞くという手続きに立ち会われましたか。それを聞いていた印象はいかがでしたか、頭にすうっと入ってきた感じであるか、それとも、こういったことは、頭に入りにくかったなどそのあたりの印象とかありますでしょうか。証人尋問のように直接この点はどうでしたかと質問をやり取りする方法と、供述調書とってあらかじめ書面が作られていて、それを読み上げるという形で調べるやり方とそのどちらがわかり易いとか、頭に入り易いとかそういったところの違いなどをお感じになられた方はいらっしゃいますか。

経験者 10 番：私の場合は証人尋問とかそういうのはなくて、本人さんがこちらが読み上げる質問に対して「はい、そうです」と答える形でした。もしかしたら、証人尋問もしたかったが、来ることができなかったのかなと思いました。初めての経験でしたが、分かり易かったです。

司会：どうもありがとうございました。審理の関係で最後にもう一点、御意見御感想をお伺いできればと思うんですが、特にどの点というふうには限定しません

が、裁判員としての御経験を振り返って、もう少しこういう工夫をしていただけたらば、分かり易くなったかもしれないなとか、検察官の立場でも、弁護人の立場でもかまわないですけども、そういったところで何かお感じになられたところはございますか。

経験者 2 番：検察官が冒頭陳述で話されたことで、事件の焦点がはっきりしました。

検察官が事件の内容をリアルに話されるという事は素人である裁判員の立場からすると事件の焦点がはっきり掴めるということになると思います。そうすると次の進行に大きく判断が影響してくると思います。検察官の事件に対する概要説明は、本当に行き届いていると思います。

司会：どうもありがとうございました。それでは審理の関係についてはこの程度にしたいと思います。この後、評議や判決の方に移りたいと思いますがその前に少し休憩を入れたいと思います。

(休 憩)

司会：そろそろ意見交換会を再開したいと思います。先程、審理について、御意見を伺いましたが、何か、御感想等、付け加えていただける方がいればお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

経験者 6 番：審理についての感想であり意見ですが、私達は法律的な知識がないものですから、最初は何を言っているのかわからない部分もあったんですが、検察官と弁護人が説明しているのを聞いていると、初めはとっつきにくい所はありましたが、よく聞いていると、その後は意外と呑み込みが早かったのかなという感想はあります。そこで、最後に質問等がありますかと言われたのですが、あの時座っていた 6 名とも質問ができなくて、評議室に戻った後に、「あの時、聞けばよかった。」ということになったんですよ。本当は被告人に質問等をしたかったんですが、質問できる感じではありませんでした。もうちょっと、柔

らしく話ができれば質問もできたのかなと思いました。

司会：いまの「柔らかく」という御趣旨は上手く質問する機会を作ってもらいたかったということですか。

経験者 6 番：そうです。いきなり「質問は？」と聞かれても、何かを聞きたいんだけど何も聞いていいかわからなかった。評議室に戻ってから、聞けばよかったとなってしまった。

司会：わかりました。次 4 番の方どうぞ。

経験者 4 番：審理の時に、検察官と弁護人のプレゼンテーションがすばらしいなど、流れに沿って、私が聞きたかった事が次々と質問されていき、よく理解できたので良かったのかなと思います。私は被告人に質問したことがありました。それもドキドキしていたんですが、裁判官から「聞いていいよ」と言ってもらえたので、質問しました。被告人は私の息子と同世代だったので、どうしても聞きたかったことがありました。質問したときに被告人ははっきり聞こえなかったみたいで、私の方を「何いつているの」みたいな感じで睨まれて、一瞬ドキッとしたんですが、すかさず裁判官が「もう一度私の方から質問します」というふうに、カバーに入ってもらい、裁判官から質問していただけたところが、とてもよかったと思いました。

司会：他に「私も法廷で質問してみたよ」という方はおられますか。

経験者 10 番：わたしも質問した方です。評議室から出て、法廷へ向かうときに、裁判官から「みなさん質問してもいいですよ」と言われていたので、質問しました。担当した裁判は、格闘技を習っている方が事件をおこしてしまったものでした。私の孫が空手を習っています。そこの師匠の方や師範の方は、必ず「空手というのは全身が武器になるから、人様に使うことはいけないんだよ。」と約束してから教えるんです。「そういうことを習いましたか？」と被告人に質問したら、「いいえ」と答えが返ってきました。「じゃあ、残念だね。そういうことをちゃんと習って、心構えができていれば、事件は起こらなかったかも

しれないね。」と意見をさせていただきました。その時に、技術を求めようとするときは、それと同時に心構えを得ることも大事なことだなと感じました。

司会：どうもありがとうございました。審理の関係についてさらに何か御意見のある方はおられますか。では、1 番の方お願いします。

経験者 1 番：審理についての感想なんですけど、私の担当した裁判員裁判は審理期間が四日間でした。その四日間で被告人の人生を決めるための論議、また評議が十分にできたかと、これで良かったのかと、心に残った点があります。裁判員裁判は場合によっては、殺人事件やわいせつ事件等もあり、同じ裁判でも、内容は同じじゃないんですよ。三日、四日という決められた審理期間で判断し、流れに任せての判決はどうなのか。審理を重ねて、その結果、審理期間が五日間、六日間かかっても、十分納得した上で、判決を出すことが必要ではないかと思う。

司会：御自身が御経験された裁判員裁判の審理期間はどうですか。納得されていますか。

経験者 1 番：私は短かったんじゃないかったのかなと、まだ納得した上での、求刑に対しての判決というものでは、私はなかったと個人的な意見なんですけど、もうちょっと評議を重ねたほうがよかったんじゃないかったのかなと、そういう感想もございます。

司会：どうもありがとうございました。

3 評議について

司会：次に、評議という法廷から別室に移って、裁判員の皆さんや裁判官も交えて「ここはこうだね」とか意見交換や議論されたと思うんですけども、そういう場についての感想や御意見について話を移らさせていただきます。評議について、1 番の方は評議の時間が足りなかったとの御感想をお持ちですか、他の経験者の皆さんはどのような御感想をお持ちでしょうか。評議の時間は十

分だったとか、この点をもう少し時間をかけてほしかったとか、この辺りわかりにくかったとか、評議の時間のかけ方とか、何か感じられたこと、感想、御意見いかがでしょうか。

経験者 9 番：別室での評議の時間はいい位だったと思います。法律については素人なので、どのくらいの刑が妥当なのか全くわからなかったが、似たような事件での裁判例でこのくらいの刑が出ていますといくつか見せてもらったので、わかり易く話し合えたと思います。

司会：どうもありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。評議にかける時間の点、あるいは、刑の重さについて例があったのでわかり易かったとお話がありましたが、その他の点でも裁判官の説明がわかり易かったかどうか、その点も含めて、御感想や御意見があればお願いいたします。

経験者 6 番：先ほどの方と重複しますが、評議にかける時間帯は妥当だったと思います。裁判官の方達が丁寧に以前に出た判例を参考に出していただき、量刑はこうなっているよと指導していただいたので、判断するときにはわかり易かったかなと感じます。感想としては、審理の時に、御家族の方の顔を見てしまったりすると、果たしてこの審理期間でよかったのかなと思ったこともありますが、評議の内容や、評議にかけた時間に関しては妥当だったと思います。

司会：どうもありがとうございました。7 番の方は御意見、御感想はいかがでしょう。

経験者 7 番：評議に関する感想ですが、法廷での緊張感とは違い、評議室で裁判官の方達に大変わかり易く解説なども入れてもらい、スムーズに評議ができたと思います。審理にかける時間も妥当だったと思います。

司会：ありがとうございました。

経験者 4 番：評議の時に、量刑を何年にするかどうかを検討しているところで、沖縄は世間が狭く、親戚とか近い人がこの中にいるかも知れない、みたいな話になって、量刑を重くしてしまうのはどうだろうという不安感が一瞬、評議の

中でありました。なかなか量刑が決められなくて、くじ引きで決めようかとか話がでました。大まかな量刑は分かっているのだけれど、量刑を決めるのは裁判官だけではなく、私たち裁判員にも責任がありますので、不安感がすごくあったんです。評議を重ねて理解ができたので、妥当な決定だったと思います。

司会：どうもありがとうございます。4番の方の感想としては、最初は色々迷ったし、どうなのかなと思ったけど、最終的にはこれでいいのかなと結論にたどり着けたということですかね。それはもう御自身としても納得して、結論を出していただけたと伺ってよろしいですか。今の4番の方の発言とも関係するのですが、評議をして最終的にはこういう結論にしましょうねと、それぞれ自分としてはこう思いますよと結論を出していくと思うんですが、最後はこういうことでいいよねと、御自分なりの結論が出せることができたというような印象をお持ちでしょうか。そのあたりの御感想はいかがでしょう。

経験者2番：私の担当した裁判員裁判は6名の裁判員、1名の補充員の合計7名。裁判長含め裁判官3名の方が評議に臨んだ時に、我々裁判員に対して裁判官の方達が気を遣っていただいて、そして評議室での雰囲気や和らげていただいた。そのおかげで、肩の力が抜けました。私は3番の方とも一緒に裁判だったので、意見の衝突もありましたが、最終的には連帯感も生まれまして、非常に充実した評議をした思い出があります。本当に良かったなと思っています。

司会：どうもありがとうございます。今の御感想は評議の時は自分の言いたい意見を言わせてもらえたという印象だったということですかね。他に御意見のある方はいらっしゃいますか。わからないうちに裁判官に誘導されてしまったというような印象はなかったという事でよろしいですか。

(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

はい、どうもありがとうございました。

4 判決言い渡しについて

司会：今までは、評議という意見交換の場についての御意見・御感想を伺わせていただいたんですけども、評議が終わりまして、結論が出ますと、最後は判決を宣告するという手続きになると思います。評議の場から、また法廷に戻って判決を聞かれた感想ということでお伺いできればと思います。最終的に出来上がった判決書というものをお聞きになってみて、分かり易いものだったかどうかという点ですとか、あるいは、その判決宣告を通じて、先ほどから審理立ち会いを通して、色々な気持ちを持たれたというお話がありましたが、裁判員の皆さんのお思いのようなものが被告人に伝わったなと思われたかどうか、そういった点についての御意見とか、御感想があれば、お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。判決について、分かり易さというか頭にすうっと入ってきたかどうかとかその点はどうですか。

経験者 2 番：評議して、判決に至るまでにやっぱり、情が入ってしまうんですね。そこを出してはいけないと思う面と出さざるを得ないと思う面が心の中で葛藤するんですね。それはどういう事かといいますと、被告人が社会復帰した時に、これからどうするのかという事を考えますと、どうしても感情が入ると言わざるを得ないですね。その辺の葛藤が裁判員のみなさんそれぞれ持たれて、心を痛めるところではないでしょうか。私も正直なところありました。私情をはさまないようにすることが、素人の裁判員のみなさんの悩みどころの一つではないでしょうか。

司会：そういう葛藤がいろいろあって、最終的にはこうだろうというようなところで結論をいただいたというところだと思うんですけど、その結果出来上がった判決文というものが、いろいろとお考えになった気持ちとでもいいでしょうか、そういうものを踏まえたものになっていたのかなとの印象についてはどうでしょうか。

経験者 2 番：評議の段階では、裁判員、裁判官を含め、意見の衝突をさせながら最終的には判決までに至っています。その過程の中で一番、被告人が社会復帰した時に「がんばれよ」、「立ち直れよ」という声にならない心の声を出すわけですね。そういう葛藤がどうしても生まれるんだろうと思います。私は、正直言って判決の前日まで悩みました。

司会：はい、どうもありがとうございました。

経験者 4 番：私は、判決言渡しの時には迷いはなかったですね。裁判官は被告人に分かり易く丁寧に主文を言ったと思います。そういう印象があります。評議の時に葛藤があって、それが長く皆さん続いたんですが、いざ、判決言渡しに行きますと、法廷の後ろで待機している時の皆さんの顔は引き締まっていて、それでいいという顔に見えたし、私もそう思っていたので、よかったと思いました。

司会：どうもありがとうございました。他の方で御発言いただける方はいらっしゃいますか。

経験者 1 番：判決言渡しの時に、裁判長から主文を読み上げ、その内容を被告人に告げます。裁判長が最後に刑期を終えて、刑期が終わったら希望を持って、別の人生、素晴らしい人生を歩むようにと、一言いったときに、被告人の顔が少し輝いたというふうに私は感じました。刑は刑として償って、刑期を終えた後は、素晴らしい人生をとということも主文の中にもはいつていましたので、とてもよかったんじゃないかと思います。

司会：どうもありがとうございました。「評議」、「判決」に関する御意見や御感想をお伺いさせていただきました。今度はまた話題を変えまして、守秘義務という問題について少し御意見御感想を頂ければと思います。

5 守秘義務について

司会：皆様のように裁判員を御経験された方には判決が終ってもずっと続いている

のが守秘義務ということになります。守秘義務を負っているということについての負担感というものをお感じになるという事がありますか。

経験者 3 番：今の生活の中で、負担感というのはないですね。裁判が終わった後に裁判長から守秘義務の説明で、しゃべっていい所と、駄目なところを明確に分けてもらえたので、その辺は問題ありません。守秘義務さえ守っていれば、実際に自分たちから積極的に裁判員裁判に参加したよと言っていいものかどうか、その辺が気になるんですよ。折角、裁判員裁判に参加させてもらったわけですから、「裁判員裁判に参加したよ。」、「参加して、こんなことを感じたよ。」と伝えたい人もたくさんいるんですよ。ただそれを表だって積極的に言っているのかどうか、僕が引っかかっているのはここです。「参加したんだね。」「そうだよ参加したよ。」と、この程度に留めてしまっていること、参加したからには、参加してどうだったかを伝える役目もあるのではないかと思います。その辺が気になったところであり、守秘義務について負担感を感じているわけではないです。

司会：今の 3 番の方と同じような感想をお持ちの方はおられますか。

経験者 4 番：守秘義務については、裁判官が教えてくれたように、評議室で話したことは話さないように、「裁判員制度はこういうものだよ」と伝えていくことは構わないよって言われたときに、心の安心はありましたので、職場でも裁判員制度に関しては話しています。裁判の中身は伝えられないけれども裁判員裁判に参加して良かったですよという事は伝えるし、娘も大学で裁判員裁判のことを勉強したと、お母さんがそれに当たったんだったら、是非、引き受けて頑張ってもらいたいとエールを送ってもらったので、広く社会全体が良くなっていくのであれば、裁判員裁判の制度について伝えていくことは大事ではないかなと思いました。

司会：どうもありがとうございました。今の 3 番、4 番の方の発言されたことについて、裁判官の方から何かありますか。

裁判官：裁判官の鈴嶋です。今日は貴重な御意見ありがとうございました。守秘義務の事についてですが、去年の途中から説明を少し変えたところです。以前は守秘義務というところもありまして、評議室の中での具体的な話は、話しては駄目ですよ、裁判員を経験しての感想であるとか、法廷の中での事は話していただいて構いませんよ。そういう説明の仕方をしていたのですが、去年の途中から今までの説明に加えて、裁判員を経験されたことの感想は我々裁判官にも実際はわからないですし、周りの方で恐らく、裁判員の候補者としてこれから選ばれる方もいらっしゃるかと思われるので、その方たちにとっては、どういうものなのか、どうなっているのかわからない、やはり不安になると、ということもありまして、周りの人とかでそういう風に裁判員候補者に選ばれたとか、どうなんだろうと質問されたりとか、あるいは、むしろ積極的にこういう経験だったよと、裁判所はこうだったよとか、裁判員の仕事ってこうだよというようなことを、おっしゃっていただけるのであれば、その方がありがたいと思い、説明を加えるようにはしているところです。今の3番の方の話を伺って、もう少し早くそうしていればよかったかなと反省をしているところです。裁判員に参加してこうだったとかの感想や、裁判員の仕事はこうだよみたいな話は、是非、積極的にしていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

司会：守秘義務のことについて、他に何か御意見、御感想はございますか。

経験者2番：守秘義務と言葉で言われても、どこまでが駄目で、どこまではいいのか線引きがわかりませんね。ですから裁判員裁判制度がこれからも発展していった国民に理解されていくためには、やはり裁判員裁判を経験された方から、裁判員裁判はこういうことだよと話を伝えてもいいのではないかと思います。そうすることによって、理解してくれる人が一人増え、二人増えとしていくと思う。

司会：裁判員裁判については、基本的には一般的な感想であるとか、法廷で話したことであるとか、そういうことは守秘義務が及びませんよというところでしょう。

うか。守秘義務については、もうちょっと明確にしてもらった方がいいということですかね。

経験者 2 番：個人情報にも守秘義務があり、それとの兼ね合いもありますから。

司会：そうですね。御指摘のとおりだと思います。どうもありがとうございました。

それでは今度は守秘義務の話から選任手続きという審理に入る前の段階に遡って、少し、御感想をお伺いさせていただけたらと思います。

6 選任手続について

司会：先ず、皆様の元に裁判員候補者名簿に登載されましたよというような通知や書類が届いて、その後、実際の裁判員裁判について、選任手続きに出てきてくださいと呼出状が届いてくると、そんな段取りで、連絡がいったんだらうと思いますが、名簿登載の通知であるとか、選任手続きのための呼出の通知であるとかその書面の記載内容について、わかりづらかったとか、もう少しこう説明してもらった方がわかり易かったのになとかいうふうなことで、印象に残っていることや、御意見、御感想などはありませんか。また、裁判官の方から、手続きについての説明をお願いします。

裁判官：最初に最高裁から黄色い封筒に裁判員裁判の説明の書類やDVDなどの一式が入って届いた後に、実際の事件について、裁判員候補者に選ばれましたから、何月何日に裁判所に来てくださいという通知が届いたと思います。そして当日来ていただいたということになると思いますけれども、一連の手続き、あるいは書面の内容などで、何か感想とか、こういった物があれば、もっといいのにと、思われる工夫例等があれば、併せてお願いします。

経験者 3 番：最初の頃に、裁判所と記載されている封書が届くとびっくりするんですよ。ですから、封筒に大きく「裁判員裁判制度用」と記載して欲しいですね。僕の家では、僕に届く前に、僕の息子宛に封書が届きました。裁判所から封書が届いている息子に対して、お前なにしたのかとなりました。息子は裁判員の

6名には選ばれなかったんですが、これが封書についての感想です。次に封書に入っている説明書が難しいですね。なかなか分かりづらいですね。もっと簡素化して欲しいですね。最初に届いた封書だったと思うが、連絡が必要なのか、待機でいいのかわからなかったのもうちょっとわかり易い内容の文面にしてほしいですね。もっと工夫をしていただきたいです。

司会：呼出状に過料の文言がありますがどう思われますか。

経験者 3 番：その記載があると参加したくなります。

経験者 10 番：私は引き受けたくなかったものですから、体の悪いところを全部記載して書面を提出しました。その時は辞退の理由が認められたのですが、しばらくして、2回目の呼出状が届きました。書面には引き受けないと罰を受けると記載していたので、もう逃げるに逃げられないと思い、参加することになりました。

司会：皆さん引き受けてくださいましたが、引き受けてくださった理由や要因はなんでしょうか、御意見を伺わせてください。

経験者 4 番：テレビで見てその説明がわかり易く、人の役に立つのであれば引き受けようと思いました。

司会：どうもありがとうございました。他に御意見のある方はいらっしゃいますか。

経験者 3 番：私の場合は先ほど息子の話をしたのですが、息子は抽選で外れて帰ってきたものですから、「お前、裁判所まで行くんだったら、なんで当たらなかったのか」と言っている矢先に今度は僕に呼出状が届きました。僕の周りには誰も裁判員経験者はいないし、こういう経験は二度とできないだろうから、是非経験してみたいということで、腹をくくって出てきました。それまではやりたくないというところもありました。もう一つ裁判所に来た時に、裁判員候補者として集まった方たちが、結構な人数いたんですよ。この中から6名を抽選するとなった時に、俺は引き受けるつもりで来たのに、外れたらどうしようと思いました。息子の手前もあるので、是非引き受けたかった。周りを見ると、

集まった方たちはみんな腹くくって来ているように見受けられたので、抽選で決めるのはどうかと思った。抽選して外れて良かったといっている方たちの目は残念そうだった。引き受ける気満々で集まってきている方たちは逆に可哀想というのが抽選時の率直な感想です。

司会：制度上、6名を決めるのは抽選となっているので、御了承ください。

経験者 10 番：私はくじ引きだと思っていました。

経験者 3 番：抽選にはずれた人を帰すのはどうかと思った。

司会：事件名がわからずに、選任手続きに裁判所へ来ることの不安はありましたか。

経験者 4 番：事件なので、人の人生に関わることなので、引き受けようと思った。

経験者 10：人の人生に関わるので、つらいですね。

司会：オリエンテーションの説明は分かり易かったですか。

経験者 4 番：細かくてよかったと思います。

司会：どうもありがとうございました。

7 これから裁判員となられる方へのメッセージ

司会：最後になりますが、これから裁判員になられる方へ、御経験されたことでのメッセージということで、お一人ずつお願いいたします。

経験者 1 番：メッセージというそういう大げさなものじゃないですけども、司法というものやはり難しいと普通思います。私も思っていました。この裁判員裁判に参加して大いに勉強になるというのが一つです。また、裏方というか、評議とかそういう話もよくわかるし、こういうふうに判決まで流れがあるんだなとわかり、とてもためになった。これからも裁判員裁判へ参加していただける方へのメッセージにもなるのではないかと、勉強になると、司法に関しても興味が出てくると思います。この制度も5年目ということで、これからもずっと続けていって、裁判員に対する国民の信頼、発展に結び付けられればと思います。

経験者 2 番：これから裁判員になられる方に、後輩に告げることは、ここに先ほどから出てきておりますが、通知が来た時に受ける方々は我々と同じ感覚で受けたんだと思いますが、しかし、時間をおいてじっくり考えた時には、このチャンスは是非やってみたいと意欲が必ず出てくると思うんです。ですから、受けるときはリラックスして体験していただけたらいいのではないかとこのように思います。

経験者 3 番：チャンスが巡った時には是非自分から頑張るように。そして素晴らしい人達が、すばらしい法律の中で、それも人間性をもった形でやる一員として、他人の人生を左右するようなことをやる。先ほど裁判長から頂いたそれを次、周りの人に伝える役目まで、「来たら必ずやりなさいよ」という使命まで入ってくるんじゃないかなと、この作業というのは、だから、楽しいよとは言わないが、是非やるべきだという形ではいきたいですね。

経験者 4 番：私は、裁判員裁判制度を経験した上で、生活の中で事件に興味関心を持つことが、最近はより関心が強くなってきました。そしてその裁判員制度を知った上で、自分自身と向き合う事、自己成長ができたことはとても良かったかなあとと思いますし、社会の一員として、社会にこれこそ貢献しているのかなというふうに思いましたので、是非、みなさん最初はびっくりするかもしれませんが、自己成長のためには一度やってみてはいかがでしょうかと思いました。

経験者 6 番：今回経験しまして、今、4 名の方がおっしゃったのでほとんど出尽くしたっていうんですかね。まあ言いたいことなんですけど、なかなかできる体験ではないので、是非受けていただきたいなということですね。この参加することにちょっと怖いというイメージがあるかと思うんですが、それを怖いと思わずに参加することによって、社会貢献していただけたらいいかなと私自身思っています。

経験者 7 番：裁判員というのを名前だけ聞いていて、漠然と自分に当たるもんじゃないだろうとは思っているかとは思いますが、当たってみたらですね、

「ああいい経験できたなあ」とか、事件とかみんなと話を通じてですね、自分のこととか自分の家族のこととかも、より深く考えられるようになったと思いますので、とてもいい経験になると思うので、是非、縁があった方は経験していただきたいなと思います。

経験者 8 番：これから裁判員に臨む方達に自分が伝えきれるものは、裁判員というのは、やはり最初に通知が来たときに「重い」という部分が強かったんですけども、その後から、裁判員を経験する前よりも経験後に自分の中でプラスになった部分が多いです。いろんな人が出した本によっては、裁判員はいらないとか、そういったのがありますが、何よりも必要なものだとは自分は思っています。行政に関われたことも、国民の代表として法廷に立てたことも生涯の誇りになったと思いますし、加害者、または被害者の人達の心情もこういったことがないと、どの立場に立ったら自分はいいのかとか、自分も一步環境やら周りの人やら、間違えたらそうになっていた可能性もあるので、それも自分が今後、社会の中で生きる中で今回のことを教訓にできた部分が非常に大きいので是非裁判員はこれからもずっと続けていけたらいいなと、また日本がそれを世界に発信できたらいいなと思っています。

経験者 9 番：最初に選ばれた時は、すごい裁判ってとても遠いものだと感じていて怖かったんですけど、家族とかも、「犯人に逆恨みされたらどうするの、やめとけば」とかすごい言われたんですけど、こうやって名前なども伏せて個人が特定できないようになっていて、まず安心して自分も参加することができました。それで、とても遠い所と感じていたんですけど、実際経験することで、検察官ですとかこういう仕事をしているとかということも学べたし、ニュースとか見ても、身近に感じるできるようになったので、参加してよかったと思っています。

経験者 10 番：私は、最初来たときにはものすごくびっくりしました。みなさんと一緒にですね、なぜ私についていう感じでしたけど、それをとても悩みました。

とにかく悩んで悩んで、それを克服して受けた時に、受けて心決めて、裁判所に、裁判所もちょっとゴタゴタがないと行けない所と思っていましたので、そうじゃなくて、そういうふうに来た時に、心決めた時はもう何があってもやってみようというのがありまして、受けた時に初めて裁判官の方や、みなさんこういう方達が一生懸命頑張っている姿、それから私達裁判員として選ばれた方達の状況も皆さん違いますよね。その環境も違う中で色々意見を出し合ってまとめていく、そういうことも理解できました。それからそれを受けて、自分が本当に成長する、そこから、人様のことも考えて、その人生に関わることによって、私はどう生きるべきかとか、自分の生き方とかも考えることができました。子や孫の先ず子育ても大事だな、一番いい心の子の育て方、大事だなという事、そういう面の事も自分に置き換えて考えることができて、仕事にも活かせるように、いろんな人生が終わる前に尽くして、心を癒せてあげれるような状況を作ってあげれる自分になりたいなど、一歩前進できる自分がここにいます。裁判員を拒否するのではなくて、来たときには、よしやってみようかなと心決めて、お受けした方が、先ず自分の成長にもなるんだっていう事です。世の中も見渡せるようになるっていう事を自覚して頑張りたいと思います。ありがとうございました。

司会：最後に、検察官、弁護士、裁判官から感想をお願いします。

検察官：先ず始めに、検察官や弁護人はあんまり普段、裁判員の方々と直接お話をさせていただいたり、直接意見をお伺いすることはないので、本日は本当に貴重な機会を設けていただきまして、大変ありがとうございます。参考になりました。今回の皆さんの感想等を聴かせていただきまして、事件の関係者の今後のことですとか、その人の人生の事を非常によく考えたという意見等ございましたけれども、恐らくそれは、裁判官、検察官、弁護人も根本的なところでは同じで、法曹三者そして、事件の関係者、裁判員の皆さん、皆同じようなことを考えて裁判をやっているのではないかと思ったところです。検察官といたし

ましては、裁判員の皆さんが評議等で意見交換、判決、そういうのを決める際に、必要十分な評議ができるように適切かつ十分な立証ができるように今後もしていかなければいけないと再認識したところです。意見交換の中で、評議がはたして十分だったのかという趣旨の意見もございましたけれども、おそらくそれはその単純に評議の時間等が足りたか足りないかということだけではなくて、審理の中で検察官としても判断する上で必要十分な情報が提供できたのか、立証ができたのかそういうところも反省しなければいけないところだなと感じました。そういう意味では、今後も試行錯誤を続けながらではございませうけれども、国民のみなさんや裁判員のみなさんにはわかり易い立証ができるように精進していきたいと思いました。最後に、皆さんの意見を聞かせていただいて感じたのは最初はちょっと抵抗があったけれども最終的にやってみて良かったという意見がみなさん共通しておっしゃっておられたのがとても良かったなと思った次第でございます。

弁護士：今日は裁判員裁判を経験された皆様から貴重な御意見、御感想等を聞かせていただきましてありがとうございます。弁護人は裁判員裁判の中で先ず事件について、被告人の主張、言い分を伝えていくという作業をするんですけれども、それだけではなく、被告人の今後の社会復帰後の事、事件について本当に反省しているのかどうかというのを裁判員のみなさんにも見て頂きたいと、そういうことも含めて主張等をさせていただいております。本日、裁判員経験者のみなさまからの聞かせていただいた御感想の中にも、社会復帰後のこともどう考えてあげられるのかな、それを判決にどう影響させていけるのかなということを聞かせていただいて、弁護人としての役割を何とか理解していただき、評議していただいていることがわかりまして、本当に貴重な経験になりました。審理の中に私たち弁護人側の中に不十分な点がありまして、事件の一日目が終わるとやっぱり疲れたという感想がありましたので、やはり弁護人側としてももう少しわかり易く、特にポイントを突いて明確な主張を今後とも

していけるよう研鑽していきたい思います。今日の意見交換会の結果は弁護士会に持ち帰って、今後の活動に役立てていきたいと思っています。本日は本当にありがとうございました。

裁判官：今日は貴重な御意見ありがとうございました。

意見交換の中で出ていたことについて最初に何点か説明をしておきたいと思いますけれども、評議の中で事件によってですけれども無記名でこういう結論がいいんじゃないかと書いていただくこともあります。先ほどくじ引きと言われていたのは、おそらくそういう趣旨で言われたんじゃないかと思っております。それから、審理日数や評議日数の関係ですけれども、これは私たちも試行錯誤といえますか、いつも悩むところでございまして、制度が始まった当初の頃は一般の方にやはり仕事とか家庭生活を犠牲にして参加していただくということで、できるだけ短くしようと、そういったことで考えておりました。ただ実際に裁判員裁判が始まってみるとやはりもうちょっと時間をかけて議論をしたいと、そういった声が結構出てきたというところもございまして、今度はちょっとゆったりと審理日数をとるようになったというところもありますね。ただそうすると今度は逆に出席していただく方が少なくなってしまうとか、あるいはやっぱり仕事の関係とか家庭の問題とかもあるので、やはりもうちょっと短くしたほうがいいんじゃないかと、そういった声もありまして、私たちも試行錯誤といえますか、色々と悩んでいるところでございます。できれば、ほかの皆さんで審理日数についてもっととってもらいたかったなとか、あるいは逆に短くてもよかったんじゃないかとか、ちょうどよかったんじゃないかとか、何かそういったことで他に御意見があれば伺いたいなと思うんですけれども。

経験者 4 番：よかったと思います。

経験者 8 番：よかったと思います。

経験者 1 番：よかったと思います。

経験者 10 番：よかったと思います。

裁判官：今後は事件の内容なども見ていながら、どの位が適切な時間なのかということについて裁判所の中でも議論して、適切な時間でということで、努力していきたいと思っております。それから、選任手続きで半分以上落とされるのはどうかという御意見もありまして、確かに裁判員候補者の方を書いて頂いたアンケートを見ますと、「はずれてよかった」というアンケート結果もあるんですけども、「残念だった」、「やりたかったのにはずれた」という趣旨の記載も相当数あるのは実際の所であります。制度上どうしても無作為・抽出でということになっている関係である程度やむを得ない点はあるとは思いますが、やはり来ていただいた以上は皆さんやる気になっている方も多いんだということはちゃんと踏まえてこれからも対応していきたいと思っていますところではあります。最後にですけれども今回皆さんから裁判員をやってよかったという感想を頂いて、裁判官としては本当にほっとしているというところが一番でございます。また、今日は色々な貴重な御意見を伺いましたので、裁判官同士でも、あるいは書記官なども交えて色々議論をして、より適切な裁判員制度の裁判員裁判の運用に努めて行きたいと思っております。今日はどうもありがとうございました。

司会：本日はありがとうございました。休憩をはさみまして、報道機関との質疑応答に行きたいと思います。

(休 憩)

第 2 報道機関との質疑応答

琉球放送：報道機関を代表して質問します。裁判員を経験しての感想として良かったとの意見が大多数だったんですが、その中で特にショックを感じた点や疑問に思った点などがあればお聞かせください。

経験者 1 番：ショックではないですが、事故の写真とかですね、そういうものがありまして、想像以上のものが映像としてあったので、その辺はちょっとどうかなと、いかなものかと思いました。

琉球放送：8 番の方、わいせつ事案の裁判を担当されてどのような点が印象に残ってるのでしょうか。

経験者 8 番：身近でこういった事件を聞いたこともないし、そういった話も出たこともなかったのと、事件の内容が男性の自分でも相当ショックが大きかったのですが、女性の方はもっとつらいショックが大きかったと思います。選任の手続きの方から内容を聞いて、その後、検察官や弁護人からお話が出てきて、文章的には卑猥な言葉とか、僕らが聞きなれていない言葉をちゃんとした言葉で表せられますが、そういった言葉を知らない被告人は、ストレートでそのままの言葉をお話しされるので、そういったところはやっぱりつらい部分がありましたし、きつい部分がありました。

琉球放送：ありがとうございました。次の質問です。裁判員を経験する前と後で司法制度や事件事故に対する見方がどう変化したのか教えてください。御自身の心境の変化があったら、お答えをお願いします。

経験者 4 番：裁判員裁判を経験する前は、テレビや新聞の事件や事故などはさらっと見ていたような気がします。ですけれども裁判員裁判を経験した後には、朝のニュースとか夕方のニュースとか、それから新聞でも裁判の記事から先ず先に見ている私がついて、自分の中で何ができるのだろうと思いながら見ています。裁判員裁判を経験した後で、より深く理解してみたいという思いが強くなってきたかなと思います。

琉球放送：ありがとうございます。他に御意見のある方はいらっしゃいますか。例えば被告人に実際に対面して思ったこととかはありますか。

経験者 10 番：被告人に対面しての最初の印象はですね、大きい事件に関わった割に幼い感じがして、精神的に成長していない部分がみられてショックでしたね。今までは、テレビや新聞で事件を見てもあまり関わりがないやという感じの受け取り方を

してしまいますよね。裁判員裁判を経験してしまうと、周囲に目が行くようになります。自分の身近に目を向けるようになります。それから地域のみなさんや、学校に行く子供たちもよく見るようになって、お友達関係もよく見るようになって。成長過程を観察するようになった。いけないことをいけないんだよと注意ができる自分になりました。

琉球放送：ありがとうございます。三つ目の質問です。さらなる裁判員制度の運用改善に向けて望むことは何かありますか。

経験者 8 番：先ほどの意見交換会でも出たことですが、守秘義務とか裁判員選任手続とか裁判員になるためにはやっぱり守らなければいけないことがあったり、また手続の方でも、最高裁判所からの通知という事で、家族も周りも驚くところがあるんですけれども、改善というか、こうなって欲しいという自分の考えは、裁判員の手続きの方から感じていたんですが、やっぱりあの 3 番の方がおっしゃったように、裁判員になれるのは、もちろん、やりたくない人もいますが、心を決めてやりたい、経験したいと思っている人もいます。改善としては、通知の方をもう少し柔らかくしたり、事件の概要を当日まで知ることができないということもありますので、そういった流れを通知の方で出していたら、そこでできる、できないが大幅に分かれると思います。守秘義務の方でも加害者の住所や氏名又はどの地域で事件事故を起こしたと明確に分かるものになっているので、裁判員は僕たちのように限られた人数がやる制度になっているので、九州地区やら近畿地区、中国地区といった他の地方の方で、ちょっと負担も大きいかもしれませんが、国が大事な制度だと思っているのであれば、国民に対してもそれだけのことを望む必要があるのではないかと思います。守秘義務というスタートの方でも、私が経験した事件の被告人は私の知っている地域で、私の近い所に住んでいて、私も普段通っている所なので、ここで事件があったんだとわかるので、もし裁判員を続けたいのであれば多方面に裁判員を出向させるのもいいのではないかと思います。

琉球放送：ありがとうございます。次の質問に行きます。写真や音声などの証拠で気分

が悪くなったことはありますか。

経験者 1 番：先ほども、申し上げたんですけど、その画像によっては気分を害したり、家に帰っても、ずっと頭に残っているというのもありまして、そんなにいい心地ではありません。ただ、そこで裁判員を辞めるかというのと、そうではない。そこに心の葛藤というのがあって、この裁判に関しては、責任を持って判決まで言い渡すのが責任だと思う。写真等、その他の情報等でも気分が悪くなったりというのものもある人はいるということです。

琉球放送：ありがとうございます。そのほかに、御意見のある方はおられますか。

経験者 9 番：自分たちが体験したものとしては、被害者の女性の傷痕とかそういった写真などを見て、気分が落ち込んだり、また、現場の写真を見るとけっこう身近な場所だったので、そこを通るたびに思い出したりはするんですけど、やっぱり、事件を知る上で必要なことだったし、「それを引きずるときには連絡してください。」というのを貰っていたので、大丈夫でした。

琉球放送：ありがとうございます。では、次の質問です。罰則付き選任手続きへの出頭を求める裁判員法を「苦役」と感じていますか。出頭に応じなかった場合に、罰則がありますけど、苦痛に思われる事がありましたか。

経験者 10 番：私も最初は拒否でした。本当に駄目だと思いました。嘘の記載をすると罰則を受けますよとありましたが、その時は体調を悪くしてまして、体調の悪い事情を書いて出すことができました。それはちゃんと受理されまして、いいですよという事になりました。もうこれで終わりだと思っていました。そしたら、二度目の呼出状が届いたものですから、これはもう裁判員を引き受けないといけないと心に決めて、行きました。来るものは拒まずと考えるようになると、心に余裕が出てきて、それに、体調も回復し元気になったものですから、職場の上司にも相談したら、やった方がいいよと言われ、職場からも了解を得られました。そういう面では、裁判員裁判を引き受けてよかったなと思いました。いろんな面で成長させられました。

経験者 4 番：罰則があるということは心に大きな負担でした。やりたくないというのは

本音です。しかし、罰則があるということで、重要なお仕事だということも自分なりに理解できたし、自分のなかでちょっとした勇気があれば、重い仕事ではあるんですけども勇気を持ってそこに向かって行こうという自分と、拒否する自分とがしばらくの間は葛藤しました。葛藤しましたがそれを乗り越えることができたこと、そして、裁判員裁判に参加できたことを私は誇りとして思っています。

経験者 7 番：裁判員の通知が届いたときにどう思ったかという、率直に言って、面倒臭いと思いました。当たるもんじゃないだろうと思いながらも罰則があるので、渋々ですよ。会社休んで出てくるわけなんです、くじ引きだから当たらないと思っていると、当たってしまったと、で結果としては、いい経験ができて、大変良かったと思っています。確かに、罰則付きで呼び出されるのは、あまり気持ちのいいものではなくて、できたらもう少し断る理由を緩和できないかなと思いました。今よっぽどの理由でないと駄目という書き方ですので、できれば単純に仕事が入っているからできないとか、会社が休めないからとか、そういう理由で断れたらなというふうに思いました。

琉球放送：ありがとうございました。では次の質問です。控訴審で裁判員裁判の一審判決が破棄され、逆転無罪・有罪となるケースがあることについてどう思われますか。皆さんで決められた判決が控訴されて、逆の判決が下ってしまう可能性もあるということなんですが、その制度に関しては、どう思われますか。

経験者 8 番：裁判員裁判だったから逆転できたとか、裁判員裁判だったから控訴したとかそういったものではないと思います。

経験者 10 番：裁判員裁判で私たちが裁判官と一緒に評議して、その時は間違いのないと判断で判決を出していて、控訴審で何らかのことがあり、結果として別の判決が出たのであれば、それは、受け入れなければならないと思う。

琉球放送：ありがとうございました。

琉球新報：懲役刑の内容についての質問です。皆さんが判決を下されたあと被告人が刑務所に入って懲役に入りますが、懲役の具体的な内容について御存じでしょうか。

御存じでなければ、それを知りたいと思うか、あるいは裁判所にそういったところを学ぶ機会を作ってほしいと思いますか。

経験者 10 番：懲役刑とか執行猶予とか、終身刑とかというのは裁判所で学びました。

裁判員になる前は、テレビなどから情報を得る程度でした。罪を犯したら罰を受けるという法はそうなっているんだというのを前提に私たちは考えました。

琉球新報：例えば、判決が1年の懲役刑の場合、その1年間、被告人が刑務所の中で具体的に何をするのかというイメージはありますか。

経験者 10 番：懲役刑のイメージですか。イメージは作業をするという形で心のケアをするものと思っています。

経験者 4 番：罪の重さの査定の一つとして、刑期を決めると思う。

琉球朝日放送：裁判自体がもっと分かり易くなればいいのになと感じたことはありましたか。裁判に携わった一人として、その点をこうするともっと分かり易くなると感じたところがあれば教えていただけますか。

経験者 7 番：ここにいらっしゃる経験者の方ほとんどがそうだと思いますが、裁判を受けてみての印象は思っていたより分かり易かった。それはそれが裁判員裁判だからそのように関係者の方々が作っていただいているんだと思います。思ったより分かり易いという印象があるので、裁判を分かり易くするためと言われますと、とっさには意見が出てこないのかなと思います。ただ、用語とかは普段使い慣れない用語がありますので、そういったものは少し分かり易くてもいいのかなとは思いますが。

経験者 6 番：先ほども話したように皆さんもなかなかそういうことは分からない。僕自身も正直わからなかったんですけど、受けることによって説明もしていただき、理解することはできました。仮に裁判員に選ばれる前に、学校の授業の一環でもいいですし、そういったのがあるよと若い時から、裁判員制度があると教えていくとイメージができるのではないかと思います。制度がわからないからこそ、怖いというイメージや参加したくないなという事を払拭できたらいいいのかなと思いました。

司会：よろしいでしょうか。これで、報道機関の質疑応答を終わります。長時間に

わたりましたが，貴重な御意見ありがとうございました。これで終了したいと思います。ありがとうございました。